

老人医療に係る一部負担金の割合の判定等の取扱いについて

(平成14年9月24日 保総発第0924001号)

改正後	現 行
<p>I 2割負担となる一定以上所得者の基準及び適用</p> <p>第2 一定以上所得者の範囲</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ただし、1のいずれかに該当する場合であっても当該老人医療受給対象者から次の(1)又は(2)に該当する旨の規則第19条に規定する申請書(以下「基準収入額適用申請書」という。別紙様式参照)の提出があり(1)又は(2)に該当する場合には一定以上所得者とはならないこと。</p> <p>(1) 当該医療を受ける者の世帯に他の老人医療受給対象者又はその他の高齢世帯員がおり、当該世帯の老人医療受給対象者及びその他の高齢世帯員の収入の合計額が基準収入額(520万円)未満である場合</p> <p>(2) 当該医療を受ける者の世帯に他の老人医療受給対象者又はその他の高齢世帯員がおらず、当該医療を受ける者の収入の額が基準収入額(383万円)未満である場合</p>	<p>I 2割負担となる一定以上所得者の基準及び適用</p> <p>第2 一定以上所得者の範囲</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ただし、1のいずれかに該当する場合であっても当該老人医療受給対象者から次の(1)又は(2)に該当する旨の規則第19条に規定する申請書(以下「基準収入額適用申請書」という。別紙様式参照)の提出があり(1)又は(2)に該当する場合には一定以上所得者とはならないこと。</p> <p>(1) 当該医療を受ける者の世帯に他の老人医療受給対象者又はその他の高齢世帯員がおり、当該世帯の老人医療受給対象者及びその他の高齢世帯員の収入の合計額が基準収入額(621万円)未満である場合</p> <p>(2) 当該医療を受ける者の世帯に他の老人医療受給対象者又はその他の高齢世帯員がおらず、当該医療を受ける者の収入の額が基準収入額(484万円)未満である場合</p>

老人医療の高額医療費の支給及び食事療養に係る標準負担額の特例的措置の取扱いについて

(平成 14 年 9 月 12 日 保総発第 0912001 号)

改 正 後	現 行
<p>I 高額医療費の支給の取扱い</p> <p>第三 市町村民税非課税等の世帯に属する老人医療受給対象者の特例</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 1 の(2)の市町村民税非課税等の世帯に属する老人医療受給対象者のうち、所得が一定の基準に満たない老人医療受給対象者とは、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、療養のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税(特別区民税を含む。)に係る地方税法第 313 条第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 22 号に規定する各種所得の金額(同法第 35 条第 2 項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第 4 項に規定する公的年金等控除額を <u>80 万円</u>として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。)並びに次に掲げる他の所得と区分して計算される所得の金額がいずれもない者。なお、各所得の金額の算定に当たっては、地方税法の定めるところに従い、所得税法における計算の例により、損益通算、純損失・雑損失の繰越控除適用後の所得の金額を用いること。</p> <p>①～⑤ (略)</p>	<p>I 高額医療費の支給の取扱い</p> <p>第三 市町村民税非課税等の世帯に属する老人医療受給対象者の特例</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 1 の(2)の市町村民税非課税等の世帯に属する老人医療受給対象者のうち、所得が一定の基準に満たない老人医療受給対象者とは、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、療養のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税(特別区民税を含む。)に係る地方税法第 313 条第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 22 号に規定する各種所得の金額(同法第 35 条第 2 項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第 4 項に規定する公的年金等控除額を <u>65 万円</u>として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。)並びに次に掲げる他の所得と区分して計算される所得の金額がいずれもない者。なお、各所得の金額の算定に当たっては、地方税法の定めるところに従い、所得税法における計算の例により、損益通算、純損失・雑損失の繰越控除適用後の所得の金額を用いること。</p> <p>①～⑤ (略)</p>



保総発第 号
平成18年7月 日

各 都道府県 老人保健主管部(局)長 殿
指定都市

厚生労働省保険局総務課長

特定所得老人医療対象者等に対する高額医療費の支給及び食事療養に係る標準負担額の取扱いについて

老人医療の高額医療費の支給及び食事療養に係る標準負担額の取扱いについては、「老人医療の高額医療費の支給及び食事療養に係る標準負担額の特例的措置の取扱いについて」(平成14年9月12日保総発第0912001号各都道府県・指定都市老人保健主管部(局)長あて厚生労働省保険局総務課長通知)(以下「高額医療費の支給等取扱い通知」という。)において示しているところであるが、今般、老人保健法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第〇〇号)において、税制改正により一部負担金の割合等に変更のある者について経過措置が設けられたことに伴い、当該経過措置対象者(特定所得老人医療対象者、特定非課税老人医療対象者及び特定年金受給老人医療対象者)に対する高額医療費の支給の具体的取扱いについては下記によることとしたので、貴都道府県内市町村(特別区を含む。)、関係団体等に周知徹底を図り、その適正な取扱いを期されたい。

記

I 特定所得老人医療対象者に対する高額医療費の支給の取扱い

第1 特定所得老人医療対象者

特定所得老人医療対象者とは、次のいずれかに該当する者であること。

- 1 医療を受ける日の属する月が平成18年8月から平成19年7月までの場合における所得の額が、145万円以上213万円未満である者
- 2 医療を受ける日の属する月が平成18年8月から平成19年7月までの場合における収入の額が、520万円以上621万円未満である者(その者の属する世帯に他の老人医療受給対象者又はその他70歳以上75歳未満の者であって障害認定を受けた老人医療受給対象者以外の者(4において「その他の高齢世帯員」という。)がない者にあっては、383万円以上484万円未満である者)

- 3 医療を受ける日の属する月が平成 19 年 8 月から平成 20 年 7 月までの場合における所得の額が、145 万円以上 213 万円未満である者
- 4 医療を受ける日の属する月が平成 19 年 8 月から平成 20 年 7 月までの場合における収入の額が、520 万円以上 621 万円未満である者（その者の属する世帯に他の老人医療受給対象者又はその他の高齢世帯員がいない者にあつては、383 万円以上 484 万円未満である者）

第 2 特定所得老人医療対象者に係る判定事務処理については、別紙 1 に定めるほか、「老人医療に係る一部負担金の割合の判定等の取扱いについて」（平成 14 年 9 月 24 日保総発第 0924001 号各都道府県・指定都市老人保健主管部（局）長あて厚生労働省保険局総務課長通知）に準ずること。

第 3 特定所得老人医療対象者に対する高額医療費の支給については、高額医療費の支給等取扱い通知中「一般の世帯」及び「一般の老人医療受給対象者」とみなして同通知を適用すること。

II 特定非課税老人医療対象者に対する高額医療費の支給の取扱い

第 1 特定非課税老人医療対象者

特定非課税老人医療対象者とは次のいずれかに該当する者であること。

- 1 療養のあった月が平成 18 年 8 月から平成 19 年 7 月までの場合にあつては、平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）であつて、地方税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 5 号。以下「平成 17 年地方税法改正法」という。）附則第 6 条第 2 項に該当する者（以下「18 年度税制経過措置対象者」という。）と同一の世帯に属するもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は 18 年度税制経過措置対象者に該当する者に限る。）
- 2 療養のあった月が平成 19 年 8 月から平成 20 年 7 月までの場合にあつては、平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者であつて、平成 17 年地方税法改正法附則第 6 条第 4 項に該当する者（以下「19 年度税制経過措置対象者」という。）と同一の世帯に属するもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は 19 年度税制経過措置対象者に該当する者に限る。）

第 2 特定非課税老人医療対象者に対する高額医療費の支給の取扱い

1 世帯負担限度額

特定非課税老人医療対象者が同一の月に受けた療養に係る老人医療受給対象者一部負担金等合算額から、高額医療費の支給等取扱い通知中 I の第三の 1 の(1)に規定する世帯負担限度額(24,600 円)を控除した額が、同通知中 I の第一の 1 の(1)に

よりその者に対して支給されるべき高額医療費の額を超えるときは、Ⅰの第一の 1 の(1)にかかわらず、当該老人医療受給対象者一部負担金等合算額からⅠの第三の 1 の(1)に規定する額(24,600 円)を控除した額を高額医療費として支給すること。

2 外来自己負担限度額

高額医療費の支給等取扱い通知中Ⅰの第一の 5 にかかわらず、同(3)に定める額(8,000 円)とすること。

3 高額医療費の支払いに関する特例

高額医療費の支給等取扱い通知中Ⅰの第五から第十四まで、Ⅱ(食事療養に係る標準負担額の特例的措置)及びⅢについて、Ⅰの第三の 2 の者に該当していることについて市町村長の認定を受けている者とみなして適用すること。

Ⅲ 特定年金受給老人医療対象者に対する高額医療費の支給の取扱い

第 1 特定年金受給老人医療対象者

特定年金受給老人医療対象者とは、次のいずれかに該当する者であること。

- 1 療養のあった月が平成 18 年 8 月から平成 19 年 7 月までの場合にあつては、18 年度税制経過措置対象者又は当該者と同一の世帯に属する者であつて、老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されている者を除く。以下同じ。)の受給権を有しているもの(その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は 18 年度税制経過措置対象者に該当する者に限る。)
- 2 療養のあった月が平成 19 年 8 月から平成 20 年 7 月までの場合にあつては、19 年度税制経過措置対象者又は当該者と同一の世帯に属する者であつて、老齢福祉年金の受給権を有しているもの(その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は 19 年度税制経過措置対象者に該当する者に限る。)

第 2 特定年金受給老人医療対象者に対する高額医療費の支給の取扱い

1 世帯負担限度額及び高額医療費の支払いに関する特例

特定年金受給老人医療対象者に対する高額医療費の支給については、高額医療費の支給等取扱い通知Ⅰ中の第四中「市町村民税非課税等の世帯に属する老齢福祉年金受給者」及び「第三の 1 の(1)の者であつて、老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されている者を除く。)の受給権を有しているもの」を「特定年金受給老人医療対象者」と読み替えて適用すること。

2 外来自己負担限度額

高額医療費の支給等取扱い通知中Ⅰの第一の 5 にかかわらず、同(3)に定める額(8,000 円)とすること。

なお、特定非課税老人医療対象者及び特定年金受給老人医療対象者に係る高額医療費の具体的な算出については、別紙 2 及び別紙 3 を参照されたい。

IV 医療受給者証の取扱い

第1 一部負担金の割合が2割負担となる者について、平成18年10月より3割負担となること、及びIにより特定所得老人医療対象者について、高額医療費の世帯負担限度額が「一般の世帯」とみなして適用されることを踏まえ、医療受給者証において、次のいずれかにより一部負担金の割合等を表記すること。(別紙4参照)

- 1 平成18年8月より負担区分に変更が生じて2割負担となり、Iに該当しない者
10月以降の一部負担金の割合、9月30日までの一部負担金の割合(2割)及び7月31日までの一部負担金の割合(1割)
- 2 平成18年8月より負担区分に変更が生じて2割負担となり、Iに該当する者
10月以降の一部負担金の割合、9月30日までの一部負担金の割合(2割)、7月31日までの一部負担金の割合(1割)及び自己負担限度額の区分(一般)

第2 平成18年10月以降、負担区分に変更が生じて3割負担となる者については、9月30日までの一部負担金の割合(2割)は省略すること。

第3 なお、別紙4は表記例であり、第1と同じ内容であれば異なる表記としても差し支えないこと。

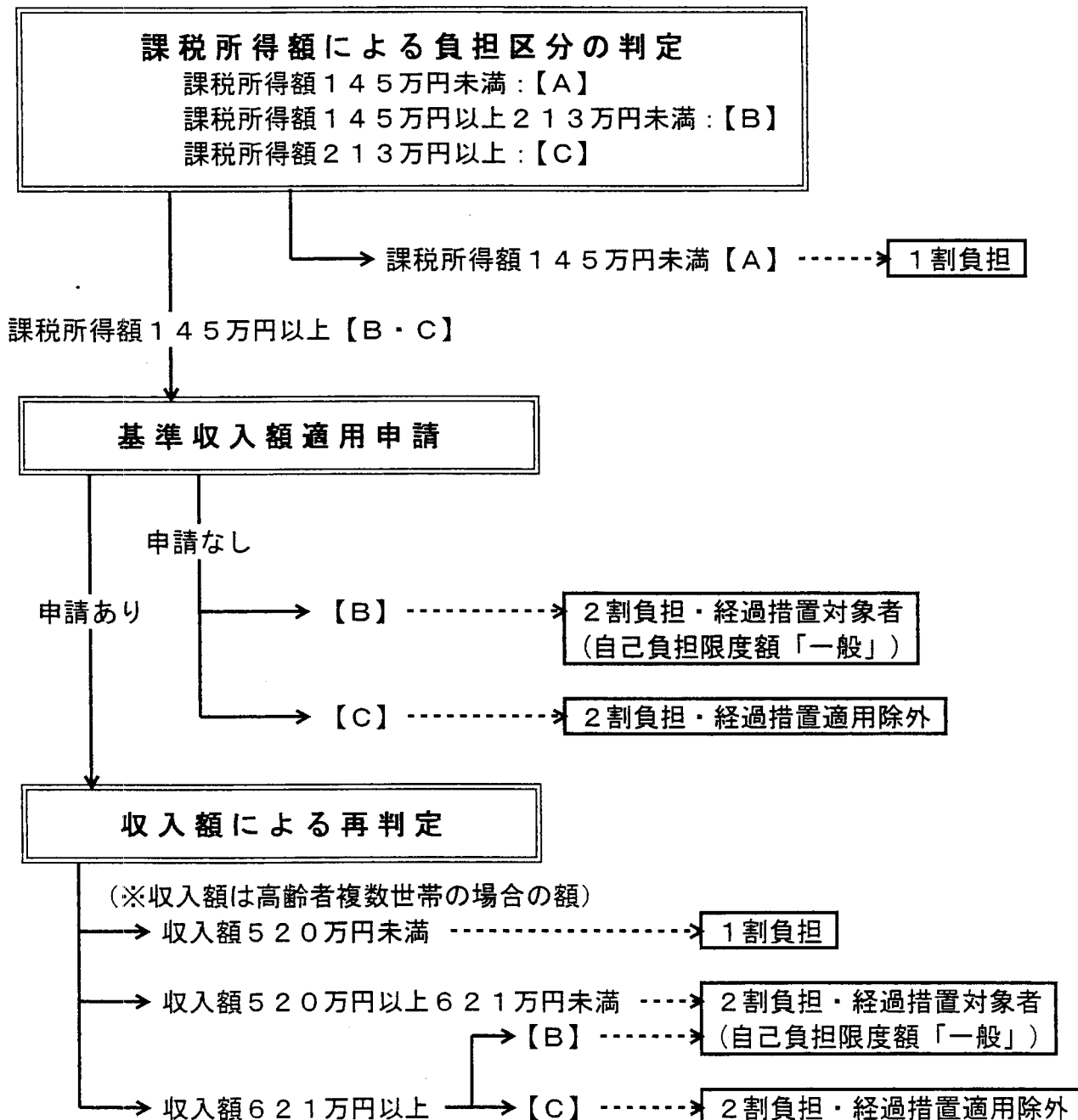
第4 また、上記1及び2と同等の内容を記載する場合においては、医療受給者証を数回に分けて交付する(例えば、8月の一部負担金の割合、7月31日までの一部負担金の割合及び自己負担限度額を表記した医療受給者証を7月に交付し、10月以降の一部負担金の割合、9月30日までの一部負担金の割合及び自己負担限度額を表記した医療受給者証を9月に交付する)ことも差し支えないこと。

V その他

上記IからIIIまでにより、平成18年8月以降については、「老人医療事務取扱細則準則について」(昭和58年1月24日衛老第11号各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局老人保健部長通知)にかかわらず、負担区分管理台帳(様式第1号の2)及び老人保健法による負担区分等証明書(様式第12号の3)の様式は、別添様式第1号及び第2号とすること。

公的年金等控除の見直し等に伴う経過措置に係る判定事務の流れ

標記に係る所得判定にあたっては、所得の変動要因について、公的年金等控除の縮減によるものかその他の所得の変動によるものなのかを問わず、基準額についてのみ判定を行うこととする。



注1. 「2割負担」については、平成18年10月より「3割負担」

注2. 課税所得額 213万円 = 145万円 + 20万円 (公的年金等控除縮減分) + 48万円 (老年者控除廃止分)

注3. 高齢者単身世帯の場合、収入額 520万円 → 383万円、621万円 → 484万円

税法上の経過措置対象者である老人Aと住民税非課税者である老人Bの2人世帯の場合

老人A(税法上の経過措置対象者)

入院: 30,000円

外来: 15,000円

老人B(住民税非課税者)

入院: 150,000円

外来: 10,000円

外来の限度額を適用

一般 12,000円

(3,000円支給)

外来の限度額を適用

低所得 8,000円

(2,000円支給)

世帯の限度額を適用

一般 40,200円(18.10~44,400円)

(159,800円支給)

支給額を按分

老人A: 33,558円

支給額を按分

老人B: 126,242円: B₁

老人Aに対する支給額

= 33,558円 + 3,000円

= 36,558円

丈比べ

B₁とB₂の額の大きい方

低所得Ⅱの限度額を適用

老人Bの自己負担合計額から

24,600円を控除した額: B₂

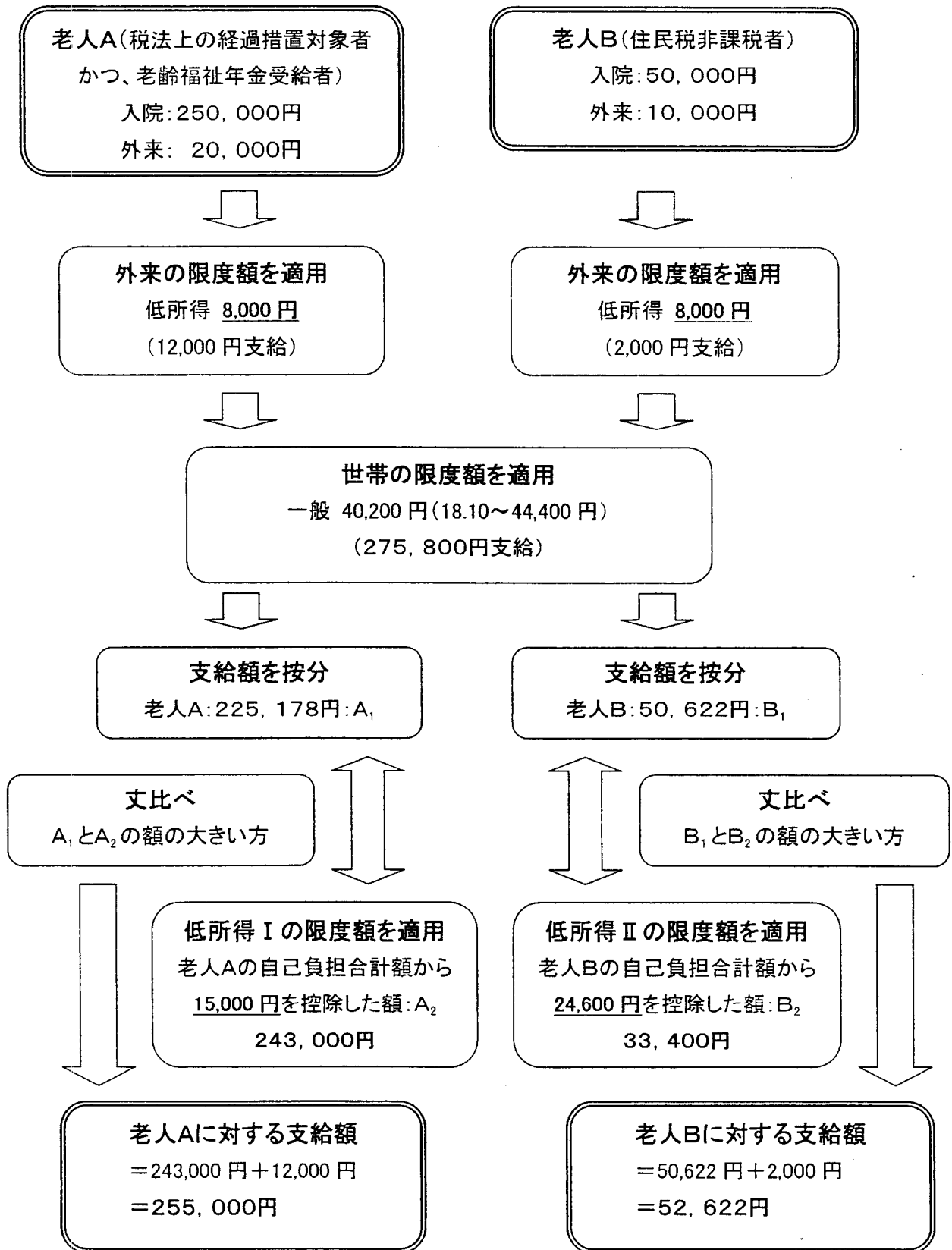
133,400円

老人Bに対する支給額

= 133,400円 + 2,000円

= 135,400円

税法上の経過措置対象者かつ老齢福祉年金受給者である老人Aと住民税非課税者である老人Bの2人世帯の場合



○現役並み所得者であって、
経過措置対象とならない者
の表記例

医療受給者証	
市町村番号	
受給者番号	
受給者	居住地
	氏名
	生年月日
一部負担金の割合	
法第25条第1項 第2号の認定年月日	
発効期日	
発行機関名 及び印	
交付年月日	

○経過措置対象者の表記例

医療受給者証	
市町村番号	
受給者番号	
受給者	居住地
	氏名
	生年月日
一部負担金の割合	
法第25条第1項 第2号の認定年月日	
発効期日	
発行機関名 及び印	
交付年月日	

※ 同等の内容を記載する場合においては、医療受給者証を数回に分けて交付する等の
取扱いを可能とする。

様式第2号

老人保健法による負担区分等証明書

老人保健法による負担区分等証明書								
1	氏名						年 月 日生	
	該当する負担区分	一定以上負担区分			減額区分			
		特例基準額以上	特例基準額未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置
2	氏名						年 月 日生	
	該当する負担区分	一定以上負担区分			減額区分			
		特例基準額以上	特例基準額未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置
3	氏名						年 月 日生	
	該当する負担区分	一定以上負担区分			減額区分			
		特例基準額以上	特例基準額未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置
4	氏名						年 月 日生	
	該当する負担区分	一定以上負担区分			減額区分			
		特例基準額以上	特例基準額未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置
5	氏名						年 月 日生	
	該当する負担区分	一定以上負担区分			減額区分			
		特例基準額以上	特例基準額未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置
上記のとおり老人保健法による負担区分等の判定を行ったことを証明する。								
年 月 日								
市(区)町村長							(印)	

(この用紙は、日本工業規格A列4番を標準とする。)